

大阪市告示第952号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月7日

大阪市長 横 山 英 幸

種類及び名称		位置	年 月 日	供用時間
植物園	長居植物園	長居公園内	令和7年8月2日(土)から 同年8月17日(日)まで	午前9時30分から 午後6時00分まで

(建設局公園緑化部調整課)